

社会福祉法人 浦添市社会福祉協議会
職員採用試験実施要項

1. 趣 旨

本要項は、社会福祉法人浦添市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が令和8年度職員採用に向け実施する職員採用試験に関する必要な事項を定める。

2. 募集職種

職 種	採用予定数	主な業務内容
総合職(正規職員)	4名	社会福祉に関する業務全般

3. 勤務条件 *本会「給与規程」、「正規職員就業規則」に基づく。

- (1)初 任 紹:大学卒 183,000円
短大・専門学校卒 163,000円 *実務経験に応じて職歴加算あり
(2)諸 手 当:支給要件に応じて、各種手当支給
(3)勤務時間:原則シフト制 ※正規職員就業規則に基づく
(4)休日休暇:シフトにより週2日、年次有給休暇、特別有給休暇、慰靈の日、年末年始休暇
(5)そ の 他:社会保険、雇用保険、労働保険、賞与、退職金制度有

4. 受験資格

- (1)年齢59歳以下(定年年齢を上限として募集・採用する為)
(2)普通自動車運転免許(AT含む)を有し、現に普通自動車を運転できる者
(3)次の①、②、③のいずれかの要件を満たす者
①社会福祉士、又は精神保健福祉士いずれかの有資格者
②上記①のいずれかの国家資格の受験資格(取得見込者含む)を有し、入職後も資格取得に意欲のある者
③社会福祉法人又はNPO法人等で相談支援業務において5年以上の実務経験を有する者
(4)次のいずれにも該当しない者
①禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが予測される者

5. 受験手続き

(1) 申込み方法

次の書類を持参して直接、若しくは郵送によりお申込み下さい。

- ①本会所定の「履歴書」(3ヶ月以内に撮影した顔写真を貼付)
・本会ホームページよりダウンロード可。A3版の白色普通用紙に黒色一色のインクで印刷してください。
②本会所定の「職員採用試験受験申込書」(3ヶ月以内に撮影した顔写真を貼付)

- ・本会ホームページよりダウンロード可。
 - ③運転免許証の写し
 - ④社会福祉士、精神保健福祉士登録証の写し、又は受験資格を有することを証明できるもの（国家試験受験票等）
 - ⑤本会所定の「実務経験証明書」
 - ・本会ホームページよりダウンロード可。
- ※上記①、②、④の書類は、本会窓口でも受取可能です。
- ※直接窓口で申込みをする場合は、受験資格要件を満たしていることの確認を行い、受験票を交付します。
- ※郵送で申込みをする場合は、書類受付後、受験資格要件を満たしていることの確認を行い、受験票を郵送しますので、返信用封筒（110円切手を貼り、住所、氏名を記入）を同封して下さい。

（2）申込先

浦添市社会福祉協議会 企画総務課 企画総務1係
〒901-2103 浦添市仲間1-10-7 電話877-8226（代表）

（3）受付期間（申込期間）

令和7年12月5日（金）から令和8年1月9日（金）
<窓口受付時間> 月曜日～金曜日 8:30～17:15

※郵送の場合は、令和8年1月9日（金）必着とする。

6. 試験の日程及び場所

日 時	試験科目	場 所
一次試験 令和8年1月19日（月） 受付 13:10～13:20 小論文 13:30～15:00 適正検査 15:10～15:40	・小論文 ・適正検査	浦添市社会福祉センター 3階 中研修室
二次試験 令和8年2月12日（木） 10:30～17:00	・プレゼンテーション ・面接	浦添市社会福祉センター 3階 中研修室

【感染症対策について】

※新型コロナウイルス、インフルエンザ等に罹患している方又は37.5度以上の発熱や咳などの風邪症状がある方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、当日は受験できません。なお、これを理由とした試験の再実施は予定しておりません。

7. 合否判定

一次試験、二次試験の合否判定は、小論文試験、適性検査及びプレゼンテーション・面接を行い、試験評価票に基づき評価し決定する。

8. 合格者発表

一次試験受験者発表日時
令和8年1月14日(水) 13:00

一次試験合格者発表日時
令和8年2月3日(火) 13:00

二次試験合格発表日時
令和8年2月16日(月) 15:00

浦添市社会福祉センター1階掲示板及び本会ホームページに受験番号で掲示

9. 採用

- (1)採用予定日は令和8年4月1日とする。
- (2)採用日から6ヶ月間を試用期間とする。

10. 注意事項等

- (1)この試験等において提出された書類等は、一切返却できません。
- (2)本採用試験申し込みで得た個人情報等については、採用試験及び採用に関する事項のみに使用し、他の目的に使用することはありません。
- (3)合否の結果については、いかなる場合にも問い合わせには応じません。
- (4)応募書類等に虚偽や不正等が発覚した場合には、合格の決定を取り消します。